



2019 ~ 2020 年度  
R I テーマ

ROTARY CONNECTS THE WORLD  
ロータリーは世界をつなぐ

国際ロータリー会長 マーク・ダニエル・マローニー (国籍・アメリカ)

2720 地区

## 別府中央ロータリークラブ



例会日 火曜日 12 時 30 分  
ところ トキハ別府店7F 〒874-8558 別府市北浜2丁目9番1号  
TEL (0977) 23-1111 FAX 26-3123  
事務所 別府市西野口町1番1号 青山通りビル 3F  
〒874-0931 TEL (0977) 23-9000  
FAX (0977) 23-9019  
<http://www.beppu4rc.jp/chuo/>  
E-mail:info@beppu4rc.jp

理事	土谷 昌志	理事	亀井 孝	役員	会長	西馬 良和	SAA	梅津 圭二
〃	村津 忠久	〃	梶原 和朗	副会長	土谷 昌志	直前会長	梅津 圭二	
〃	鳴海 淳郎	〃	佐々木久宜	幹事	梶原 和朗			
〃	平野 教康			会計	森園 伸也			

VOL. 32 - 11  
2019年9月17日

## 第 1438 回 例 会

会報委員長 森 宗明

◆点 鐘 12 : 30

◆R S 別府中央R.C.の歌

◆唱 歌 ふるさと

◆出席報告 委員長 津末美代子

本 日 の 出 席	会 員 総 数	27 名
	出 席 者	21 名
	事前メイクアップ	0 名
	理 事 会 承 認	0 名
	出 席 免 除	2 名
前 々 回 の 訂 正	欠 席 数	4 名
	出 席 率	84 %
	出 席 率	66.67 %
	事後メイクアップ	0 名
	理 事 会 承 認	0 名
9/3	出 席 免 除	6 名
	修 正 出 席 率	71.43 %

連 続 一 回  
通 算 751 回 100 %

### 会長の時間

会長 西馬 良和

今日は細則の変更を決議する臨時総会を行います。ご案内文書を皆様に郵送でお送りさせて頂いておりますが、その中に私が感じる当クラブの素晴らしいと思う点について書かせて頂きました。それは、当クラブが自由を重んじてきたという点です。これは当クラブの本当に価値あるもので、神髄だと思います。他クラブではスマイル寄付が強制のところもある様です。しかし、当クラブでは決してそれを許さず、チャーターメンバーである村津さんや鳴海先生があくまでもスマイル寄付は任意とすることを守り抜いてきました。これこそが当クラブが自由を重視する本当の価値観だと思っております。この後の、臨時総会、理事会を

### ・メイクアップ

事前  
事後  
欠席 堀、竹下、中尾、亀井  
理事会承認  
出席免除 溝部、河村

通じて、当クラブの拠点がインターコンチネンタルホテルになることが決まるかもしれません。他クラブや一般の方からはとても羨ましがられます。ただ、建物や流行はいずれ風化します。それ



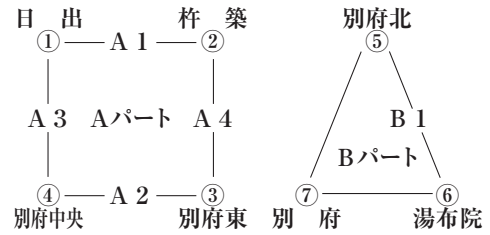
でも、当クラブが守り抜いてきた自由という基調は風化させてはいけないと思います。それが大切に守られていけば、いずれ当クラブは別府で一番、いや大分県で一番のクラブになっていくだろうと思います。

この自由を重んじるというのは、もう少し掘り下げて言うと、費用負担の発生する事項、例えば、地区行事の登録や他クラブの周年行事の登録などについては、登録するかどうかは本人の意思が尊重されるということでもあります。決して強制ということとはしない。これは会長・幹事であっても例外ではありません。確かに、寄付額の目標を達成したいとか、会長・幹事は出席した方が良いという事もあると思います。それでも、本人の意思は尊重されなければならないので、そういう場合は説得や説明を粘り強く続けるという正攻法しか道はないのだと思います。

ロータリアンは「イエスカ、はい」しかないということが良く言われたりします。しかし、当クラブだけは「ノー」が言える。それがこのクラブの真骨頂だと思います。今日の臨時総会は自由な意思表示の場として審議討論を行って頂ければと思っております。

懇親会 午後6:00～ 於：ホテルサンバリー  
アネックス/7,000円

ホスト 日出ロータリークラブ



<A1>日 出—杵 築 9:30~10:20 <B1>別府北—湯布院  
 <A2>別府東—別府中央 10:30~11:20 <B2>B1敗者—別 府  
 <A3>日 出—別府中央 12:20~13:10 <B3>別 府—B1勝者  
 <A4>杵 築—別府東 13:20~14:10  
 3位決定戦 14:20~ 決勝戦

3. 9月15日(日) 9:00～由布高原ゴルフクラブに於いて第3回別府中央RC親睦ゴルフコンペを開催致しました。

優勝：梶原茂樹会員

準優勝：近藤賢司会員

参加者：平野英壽、森園伸也、平野教康、亀井 孝、近藤賢司、梶原茂樹、梶原和朗各会員

4. 本日、例会終了後～「第3回定例理事・役員会」を開催致します。

5. お祝い

会員誕生日 近藤 賢司会員 (9月18日)

※記念品をお渡し致します。

大島由美子会員 (9月23日)

※記念品をお渡し致します。

配偶者誕生日 中尾百合子さん (9月19日)

佐々木景子さん (9月19日)

皆 勤 村津 忠久会員 (9月12日=33年)

6. 次週例会の予定

「インターコンチネンタルホテル移転報告・トキハ最終例会」

幹事報告

梶原 和朗

—基本的教育と識字率向上月間—

1. 本日は、細則の改正についての「臨時総会」を開催致します。

2. 第36回別府近隣7RC親睦ソフトボール大会のご案内

開催日 令和元年11月23日(土) ※少雨決行

開催場所 別府野口原ソフトボールグラウンド

集合時間 午前8時30分/開会式 午前9時～

/試合時刻 午前9時



7. 本日の回覧

- ① 中津 R C 週報
- ② 「2019-2020年度地区大会」出・欠席

8. 本日の配布

- ① ロータリーの友9月号
- ② 週報No.1434,1435,1436
- ③ 別府中央ロータリークラブの現況と活動計画 (2019-2020)

スマイルボックス 委員長 森園 伸也

○西馬会長

今日は臨時総会です。皆さんの自由な審議をよろしく願います。

○村津会員

いつもは博多に住んでいる6番目の曾孫、1才5ヶ月の昌都が昨日、両親と来てくれました。老人の日のプレゼントです。何よりの贈り物にスマイル。

○近藤会員

今日は誕生祝いをしていただきありがとうございます。これからも健康に気を付けて頑張ります。

○平野(英)会員

先週、月見例会の恒例歌会で最多拍手賞をいただきました。賞金はありませんので自腹でスマイル。

○大島会員

本日はお祝いをしていただきありがとうございます。これからも心も身体も若々しくいたいと思っています。

○梶原会員

日曜日のゴルフコンペに優勝させていただきました。誠にありがとうございました。次回は不調だったパターンを修正して、90切りを目指します。

○土谷会員

今日の例会は人数が多いです。私が入会して一番多いのではと思います。この調子で行きましょう！

○森会員

商売をする上で、生き残る会社の条件は「変わる会社」なのだそうです。森永の長寿おかし「チョコボール」毎年味が変わっていた事知りませんでした。ロータリークラブも例外ではないと思います。今日はよろしく願います。

○森園会員

日曜日のゴルフ、体調はイマイチでしたがスコアは好調でした。順位は前回と同じく1打足らず優勝は出来ませんでした…。

しかし、今年は2年連続で近藤さんに持って行かれている年間ベストプレイヤーを目指して頑張ります。

○亀井会員

2週お休みします(国内におりません)。2回分スマイル。



臨時総会

只今より別府中央RC細則の改正についての採決を行います。

別府中央ロータリークラブ細則変更（新旧対照表）

旧細則	新細則（案）
<p>第1条 理事および役員の選挙</p> <p>第1節 役員を選挙すべき会合の1カ月前の例会において、その議長たる会長は、会員に対して、会長（次年度）、副会長（次々年度）、幹事、副幹事（次々年度）、会計、および後条第①号に規定する7名の理事を指名することを公告しなければならない。</p>	<p>第1条 理事および役員の選挙</p> <p>第1節 役員を選挙すべき会合の1カ月前の例会において、その議長たる会長は、会員に対して、会長（次年度）、副会長（次々年度）、幹事、会計、および後条第①号に規定する4名の理事を指名することを公告しなければならない。</p>
<p>第2条 理事会</p> <p>本クラブの管理主体は本クラブの会員1-2名により成る理事・役員会（以下「理事会」という）とする。なお、その構成は、次の通りとする。</p> <p>第①号 理事は、本クラブの慣行によって、四大奉仕委員長などが就任する。</p> <p>(1) クラブ奉仕委員長（副会長） (2) 職業奉仕委員長 (3) 社会奉仕委員長 (4) 国際奉仕委員長 (5) その他の理事（以下「無任所理事」という）3名とする。</p> <p>第②号 前号第⑤の無任所理事の選任は、原則として、直前会長及び会長経験者を選挙する。</p> <p>第③号 役員は、会長・副会長・幹事・会計並びに会場監督（以下「SAA」という）とする。</p> <p>2) 前項の規定にかかわらず、幹事・会計は、理事会に出席できるが、議決に加わることができない。</p> <p>3) 前第②号に規定する SAA 及び副 SAA 並びに副幹事は、オブザーバーとして理事会に出席できるが、議決に加わることができない。</p>	<p>第2条 理事会</p> <p>本クラブの管理主体は本クラブの会員9名により成る理事・役員会（以下「理事会」という）とする。なお、その構成は、次の通りとする。</p> <p>第①号 理事は、次の各委員長4名が就任する。</p> <p>(1) クラブ管理運営委員長 (2) 会員増強委員長 (3) 奉仕プロジェクト委員長 (4) R財団・米山委員長</p> <p>第②号 役員は、会長・会長エレクト（副会長）・幹事・会計並びに直前会長（会場監督、以下「SAA」という）とする。</p> <p>2) 理事・役員を除く全ての会員はオブザーバーとして理事会に出席し、会長の承認の下で発言をすることができるが、議決に加わることができない。</p>
<p>第4条 会合</p> <p>第1節 年次総会。本クラブの年次総会は毎年12月第2週に開催されるものとする。そして、この年次総会において次年度役員および理事の選挙を行わなければならない。</p> <p>第2節 本クラブの毎週の例会は毎週火曜日12時30分に開催するものとする。例会に関するあらゆる変更または例会の取消はすべてのクラブの会員全部にしかるべく通告されなければならない。本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員（または標準ロータリークラブ定款第10条第6節(a)(b)の規定に基づき、出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリークラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席していたことが実証されるか、もしくは標準ロータリークラブ定款第12条第1節の規定によるものでなければならない。</p> <p>第3節 会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会および例会の定足数とする。</p> <p>第4節 定例理事会は毎月開催されるものとする。臨時理事会は会長がその必要ありと認めるとき、または理事会のメンバー2名の要求があるとき、会長によって招集されるものとする。但しその場合合然るべき予告が行わなければならない。なお、第1週が休日の場合は、原則として、翌週に開催するものとする。</p>	<p>第4条 会合</p> <p>第1節 年次総会。本クラブの年次総会は、原則として、毎年12月第1火曜日に開催されるものとする。そして、この年次総会において次年度役員および理事の選挙を行わなければならない。</p> <p>第2節</p> <p>(a) 本クラブの例会は、原則として、第1火曜日及び第3火曜日の月2回以上とする。ただし、当該例会日が祝日に該当する時もしくは理事会で承認する時は、理事会の決議で当月における任意の日時を代替日として例会を開催することができる。</p> <p>(b) 例会の取消は、本クラブ定款第8条(c)に基づく場合、もしくはやむを得ない事情が発生した場合に、理事会は例会を取り消すことができる。ただし、緊急を要し理事会の承認を得る時間的余裕がない時は、会長の判断により例会を取り消すことができる。もっとも、会長が例会を取り消した時は、会長は事後的に理事会に例会を取り消した理由を報告するものとする。</p> <p>(c) 例会に関するあらゆる変更または例会の取消はすべてのクラブの会員全部にしかるべく通告されなければならない。本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員（または標準ロータリークラブ定款第10条第6節(a)(b)の規定に基づき、出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリークラブにおいて、その例会に充当された時間の少</p>

<p>第5節 理事会のメンバーの過半数をもって理事会の定足数とする。</p>	<p>少なくとも60パーセントに出席していたことが実証されるか、もしくは標準ロータリークラブ定款第12条第1節の規定によるものでなければならない。</p> <p>第3節 会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会および例会の定足数とする。</p> <p>第4節 定例理事会は偶数月に開催されるものとする。臨時理事会は会長がその必要ありと認めるとき、または理事会のメンバー2名の要求があるとき、会長によって招集されるものとする。但しその場合合然るべき予告が行わなければならない。</p> <p>第5節 理事会のメンバーの過半数をもって理事会の定足数とする。</p>
<p>第7条 委員会</p> <p>第1節</p> <p>(a) 会長は理事会の承認の下に次の常任委員会を設置しなければならない。</p> <p>クラブ奉仕委員会 職業奉仕委員会 社会奉仕委員会 国際奉仕委員会</p> <p>(b) 会長はまた、理事会の承認の下に、クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕および国際奉仕について、必要と考える特定分野を担当する委員会を設置するものとする。</p> <p>(c) クラブ奉仕委員会、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会および国際奉仕委員会は、それぞれ会長が理事の中から任命する委員長および少なくとも2名以上の他の委員から成るものとする。</p> <p>(d) 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典をもつものとする。</p> <p>(e) 各委員会は本細則によって付託された職務およびこれに加えて会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。</p> <p>(f) 会長は、その必要ありと認められた場合、青少年活動の諸特定分野を担当する委員会を1つまたは2つ以上設置することができる。これらの委員会は、それぞれの責務によって、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会、国際奉仕委員会のいずれか、あるいは、すべての所管するところとなる。可能かつ実質的である限り、1名または数名の委員を再任するかまたは1名または数名の委員を2カ年の任期をもって任命することにより委員会に継続性をもたせる規定を設けるべきものとする。</p>	<p>第7条 委員会</p> <p>第1節</p> <p>(a) 会長は理事会の承認の下に次の常任委員会を設置しなければならない。</p> <p>クラブ管理運営委員会 会員増強委員会 奉仕プロジェクト委員会 R財団・米山委員会</p> <p>(b) 会長はまた、理事会の承認の下に、クラブ管理運営、会員増強、奉仕プロジェクトおよびR財団・米山について、必要と考える特定分野を担当する委員会を設置することができる。</p> <p>(c) クラブ管理運営委員会、会員増強委員会、奉仕プロジェクト委員会およびR財団・米山委員会の各委員長は、必要に応じて委員を選任することができる。委員長が委員を選任した時は理事会に報告するものとする。</p> <p>(d) 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典をもつものとする。</p> <p>(e) 各委員会は本細則によって付託された職務およびこれに加えて会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。</p>
<p>第2節 クラブ奉仕委員会</p> <p>(a) クラブ奉仕委員会委員長は、クラブ奉仕の諸活動全部に対して責任をもち、かつクラブ奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。</p> <p>(b) クラブ奉仕委員会は、クラブ奉仕委員会委員長とクラブ奉仕の特定分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。</p> <p>(c) 会長は理事会の承認の下にクラブ奉仕の中の特定分野を担当する次の各委員会を設置するものとする。</p> <p>出席委員会 クラブ会報委員会 親睦活動委員会 雑誌委員会</p>	<p>第2節 クラブ管理運営委員会</p> <p>(a) クラブ管理運営委員会は、クラブ運営の諸活動全部を実施することを任務とする。</p> <p>(b) クラブ管理運営委員会委員長はクラブ運営のために、必要に応じて、特定分野を担当する次の各委員等を設置することができる。</p> <p>出席委員 クラブ会報委員 親睦活動委員 雑誌委員 プログラム委員 広報委員 スマイル委員 ロータリー情報委員 その他委員</p>



<p>会員選考委員会      会員増強委員会      プログラム委員会      広報委員会      次の委員会に毎年1名ずつの委員を任命するものとする。      職業分類委員会      ロータリー情報委員会</p> <p>—(d)—会長は、会長エレクトまたは副会長に命じ、職業分類、会員選考、会員増強、ロータリー情報委員会の仕事を監督、調整させるものとする。</p> <p>—(e)—クラブ諸委員会の設置について、可能かつ実地的である限り、1名または数名の委員を選任するかまたは1名または数名の委員を2カ年の任期をもって任命することにより委員会に継続性をもたせる規定を設けるべきものとする。</p> <p>—(f)—職業分類委員会およびロータリー情報委員会は、各々3名の委員をもって構成されるものとし、それぞれ毎年1名の委員を3年の任期をもって任命するものとする。本規定に基づく最初の任命は次のごとく行うものとする。即ち、1名は1年、1名は2年、1名は3年の任期をもって、それぞれ任命する。</p> <p>—(g)—雑誌委員会は、可能である限りクラブ会報編集および地元新聞または広告関係の会員を委員の中に含めなければならない。</p>	<p>委員長が委員を設置した時は、理事會に報告するものとする。</p> <p>(c) <u>出席委員は</u>、すべてのクラブ会員があらゆるロータリーの会合に出席すること（これには、地区大会、都市連合会、地域大会および国際大会への出席も含まれる）を奨励する方法を考案するように努めるものとする。<u>出席委員は</u>、特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合の他クラブ例会への出席とを奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席を良くするためのよりよき奨励策を講じ、そして出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することに努めるものとする。</p> <p>(d) <u>クラブ会報委員は</u>、クラブ週報の刊行によって、関心を促して出席の向上を図り、近づく例会のプログラムを発表し、前回の例会の重要事項を報告し、親睦を増進し、全会員のロータリー教育に寄与し、クラブ、会員、および世界各地のロータリープログラムに関するニュースを伝えるべく努めるものとする。</p> <p>(e) <u>親睦活動委員は</u>、会員間の知り合いと友誼を増進し、用意されたロータリーのレクリエーションおよび社交的諸活動への遂行上会長または理事会が課する任務を果たすように努めるものとする。</p> <p>(f) <u>雑誌委員は</u>、ロータリアン誌に対する読者の関心を喚起し、雑誌月間を主催し、クラブの来会プログラムにおいて毎月雑誌の簡単な紹介を手配し、新会員の教化に雑誌を利用することを奨励し、ロータリアンでない講演者に雑誌を贈呈し、図書館、病院、学校、その他の図書館閲覧のために国際奉仕並びにその他の特別購読を取り計らい、ニュース資料と写真を雑誌編集者に送り、その他あらゆる方法によって雑誌を本クラブ会員およびロータリアン以外の人々に役立てるように努めるものとする。</p> <p>(g) <u>プログラム委員は</u>、本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配するように努めるものとする。</p> <p>(h) <u>広報委員は</u>、(1)広く一般世間に、ロータリー、その歴史、綱領及び規模に関する情報を提供し、そして(2)本クラブのために適切な宣伝を行う方策を考案しこれを実施するように努めるものとする。</p> <p>(i) <u>スマイル委員は</u>、会員の自由な意思に基づくスマイル報告とこれに伴うスマイル募金を推奨し、例会におけるスマイル報告の発表を担当し、スマイル募金の会計状況やその顛末を会員に説明するように努めるものとする。</p> <p>(j) <u>ロータリー情報委員は</u>、会員候補者にロータリークラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、会員にあらゆるレベルのロータリーの歴史、綱領、活動に関する情報を提供し、入会してから最初の1年間、新会員のオリエンテーションを監督するように努めるものとする。</p> <p>(k) <u>クラブ会報委員及び雑誌委員は</u>、可能である限りクラブ会報編集および地元新聞または出版・広告・IT関係の会員を委員とすることが望ましい。</p>	<p>あらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。</p> <p>—(b)—<u>社会奉仕委員会は</u>、社会奉仕委員会委員長と社会奉仕の特定分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。</p> <p>—(e)—会長は理事会の承認を受け、社会奉仕の特定分野について次の委員会を設置するものとする。</p> <p>——人間尊重委員会      ——地域発展委員会      ——環境保全委員会      ——協同奉仕委員会</p>	<p>類を充填するために適当な人物の氏名を理事会に推薦するよう積極的に努めなければならない。</p> <p>(b) この委員会は、<u>会員を選考するために</u>、会員に推薦されたすべての者を個人的な面から検討して、その人格、職業上および社会地位並びに一般的な適格性を徹底的に調査しなければならない。そしてすべての申込みに対する委員会の決定を理事会に報告しなければならない。</p> <p>(c) <u>この委員会の委員長は</u>、前記(a)及び(b)を遂行するために、必要に応じて、<u>委員を選任することができる。委員長が委員を選任したときは理事会に報告するものとする。</u></p>
<p>第3節 社会奉仕委員会</p> <p>—(a)—<u>社会奉仕委員会委員長は</u>、社会奉仕の諸活動全部に対して責任をもち、かつ社会奉仕の各特定分野について設置された</p>	<p>第3節 会員増強委員会。</p> <p>(a) この委員会は、<u>本クラブの会員を増強するために</u>、絶えず本クラブの充填未充填職業分類表を検討し、未充填の職業分</p>	<p>第4節 奉仕プロジェクト委員会。</p> <p>(a) この委員会は、本クラブの会員が、その職業関係・地域社会・国際奉仕における諸責務を遂行するうえで役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。</p> <p>(b) <u>この委員会の委員長は</u>、必要に応じて、<u>奉仕プロジェクトを遂行するための委員を選任することができる。委員長が委員を選任をした時は、理事会に報告するものとする。</u></p> <p>(c) <u>地域社会における奉仕プロジェクトは</u>、援助を必要とする人々に力を貸し、支援することによって、すべての人が生涯にわたり幸福に暮らせるように心を配り、地域とその諸施設の現状を改善することによって住みやすい場所を築くよう心を配り、地域の環境の質を調査、改善するよう心を配り、また、地域内のロータリー提唱の団体との関係を強化し、その奉仕活動に協力することに心を配るものとする。</p> <p>第5節 ロータリー財団・米山委員会</p> <p>(a) この委員会は、<u>当クラブにおけるロータリー財団、及び米山記念奨学会を推進させるために</u>、<u>会員に対し説明をし、方策を考案し、これを実施するために</u>、<u>あらゆる活動に積極的に取り組むことをその任務とする。</u></p> <p>(b) <u>この委員会の委員長は</u>、<u>任務を遂行するために</u>、<u>必要に応じて</u>、<u>委員を選任することができる。委員長が委員を選任した時は、理事会に報告をするものとする。</u></p>	<p>第8条 削除</p>
		<p>第8条 委員会の任務</p> <p>第1節 <u>クラブ奉仕委員会</u>。この委員会は、<u>本クラブの会員が、クラブ奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。クラブ奉仕委員会委員長は委員会の定例会合に責任をもち、クラブ奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。</u></p> <p>—(a)—<u>出席委員会</u>。この委員会は、すべてのクラブ会員があらゆるロータリーの会合に出席すること（これには、地区大会、都市連合会、地域大会および国際大会への出席も含まれる）を奨励する方法を考案するものとする。この委員会は特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合の他クラブ例会への出席とを奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席を良くするためのよりよき奨励策を講じ、そして出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することに努めるものとする。</p> <p>—(b)—<u>職業分類委員会</u>。この委員会は、毎年できるだけ早く、遅くとも8月31日以前にその地域社会の職業分類調査を行わな</p>	



<p>ればならない。その調査から、職業分類の原則を適用し、充填未充填職業分類表を作成しなければならない。必要場合は本クラブの現会員のもっている職業分類を再検討しなければならない。そして、あらゆる職業分類の問題について理事会と協議しなければならない。</p> <p>—(c) クラブ会報委員会。この委員会は、クラブ週報の刊行によって、関心を促して出席の向上を図り、近づく例会のプログラムを発表し、前回の例会の重要事項を報告し、親睦を増進し、全会員のロータリー教育に寄与し、クラブ、会員、および世界各地のロータリープログラムに関するニュースを伝えるべく努めなければならない。</p> <p>—(d) 親睦活動委員会。この委員会は、会員間の知り合いと友誼を増進し、用意されたロータリーのレクリエーションおよび社交的諸活動への参加を会員に奨励し、本クラブの一般目的の遂行上会長または理事会が課する任務を果たすものとする。</p> <p>—(e) 雑誌委員会。この委員会は、ロータリーメン誌に対する読者の関心を喚起し、雑誌月間を主催し、クラブの来会プログラムにおいて毎月雑誌の簡単な紹介を手配し、新会員の教化に雑誌を利用することを奨励し、ロータリーメンでない講演者に雑誌を贈呈し、図書館、病院、学校、その他の図書館閲覧室のために国際奉仕並びにその他の特別購読を取り計らい、ニュース資料と写真を雑誌編集者に送り、その他あらゆる方法によって雑誌を本クラブ会員およびロータリーメン以外の人々に役立てるものとする。</p> <p>—(f) 会員選考委員会。この委員会は、会員に推薦されたすべての者を個人的な面から検討して、その人格、職業上および社会地位並びに一般的な適格性を徹底的に調査しなければならない。そしてすべての申込みに対する委員会の決定を理事会に報告しなければならない。</p>		<p>クラブの会員がその地域社会に対する諸義務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの社会奉仕活動に責任をもち、社会奉仕の諸特定分野について設置される次の委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。</p> <p>—(a) 人間尊重委員会。この委員会は、援助を必要とする人々に力を貸し、支援することによって、すべての人が生涯にわたり幸福に暮らせるように心を配るものとする。</p> <p>—(b) 地域発展委員会。この委員会は、地域とその諸施設の現状を改善することによって住みやすい場所を築くよう心を配るものとする。</p> <p>—(c) 環境保全委員会。この委員会は、地域の環境の質を調査、改善するよう心を配るものとする。</p> <p>—(d) 協同奉仕委員会。この委員会は、地域内のロータリー提唱の団体との関係を強化し、その奉仕活動に協力することに心を配るものとする。</p>	
<p>—(g) 会員増強委員会。この委員会は、絶えず本クラブの充填未充填職業分類表を検討し、未充填の職業分類を充填するために適当な人物の氏名を理事会に推薦するよう積極的に努めなければならない。</p> <p>—(h) プログラム委員会。この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配しなければならない。</p> <p>—(i) 広報委員会。この委員会は、(1)広く一般世間に、ロータリー、その歴史、綱領及び規模に関する情報を提供し、そして(2)本クラブのために適切な宣伝を行う方策を考案しこれを実施するものとする。</p> <p>—(j) ロータリー情報委員会。この委員会は、会員候補者にロータリークラブ会員の特典と義務に関する情報を提供し、会員にあらゆるレベルのロータリーの歴史、綱領、活動に関する情報を提供し、入会してから最初の1年間、新会員のオリエンテーションを監督するものとする。</p>		<p>第4節 国際奉仕委員会。この委員会は、本クラブの会員が、国際奉仕に関する事務においてその諸義務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの国際奉仕活動に責任をもち、国際奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。</p>	
<p>第2節 職業奉仕委員会。この委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸義務を遂行し、各委員それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げるうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの職業奉仕活動に責任をもち、職業奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。</p> <p>第3節 社会奉仕委員会。この委員会は、本</p>		<p>付則 ・ 2019年9月17日に第1条、第2条、第4条、第7条、及び第8条を改正し、同年10月1日より施行する。</p>	

賛成多数によりそのように改正させていただきます。

(\*出席会員の3分の2の賛成により改正が成立)

ご協力ありがとうございました。以上をもちまして細則の改正を終了いたします。



別府中央ロータリークラブ クラブカレンダー (案) 2019-2020

1	10月1日(火)	通常例会	ANA インターコンチネンタルホテル	外部卓話・例会後に佐藤氏と文殊仙寺副住職秋吉氏のインフォメーション。
2	10月15日(火)	通常例会 ・理事会	ANA インターコンチネンタルホテル	所在地域に係る定款変更決議, 決議後に佐藤氏と秋吉氏の入会式・自己紹介。
3	11月5日(火)	通常例会	ANA インターコンチネンタルホテル	クラブ改革会議 理事役員立候補・指名の公告
4	11月19日(火)	家族例会	春香苑	立候補締切
5	12月3日(火)	年次総会 ・理事会	ANA インターコンチネンタルホテル	理事役員選挙・決意表明
6	12月17日(火)	クリスマス会	ANA インターコンチネンタルホテル	
7	1月7日(火)	新年会	ゆめさき	
8	1月21日(火)	通常例会	ANA インターコンチネンタルホテル	外部卓話
9	2月4日(火)	通常例会	ANA インターコンチネンタルホテル	バレンタインフラワーアレンジ教室
10	2月18日(火)	クラブ協議会・理事会	ANA インターコンチネンタルホテル	
11	3月3日(火)	通常例会	ANA インターコンチネンタルホテル	クラブ改革会議
12	3月24日(火)	通常例会	ANA インターコンチネンタルホテル	
13	4月7日(火)	花見例会	春香苑	
14	4月21日(火)	通常例会 ・理事会	ANA インターコンチネンタルホテル	外部卓話
15	5月12日(火)	通常例会	ANA インターコンチネンタルホテル	クラブ改革会議
16	5月19日(火)	通常例会	ANA インターコンチネンタルホテル	クラブ改革会議
17	6月2日(火)	クラブ協議会・理事会	ANA インターコンチネンタルホテル	
18	6月16日(火)	会長幹事慰労会	ホテル山水館	



## ロータリーに入ったからには

NO.8 2001/9/5

### ロータリーに入ったからには

自分なりに早くロータリーのいいところを見つけ、ロータリーを身につけることです。

入会に際しての綿密なインフォメーションが大切なことは言うまでもありませんが、それでもわからないところがあれば、毎週の例会に出席して会長の時間や卓話、ロータリー情報など、先輩よりも色々話を聞き、『ロータリーの友』を読んだり、さらには手続要覧に目を通すなどして自分でも勉強し、すすんで委員会活動活動をしたりして、クラブ奉仕を身につけることです。

### クラブ奉仕を身につけるには

このように、クラブ奉仕によって他人のことを思い、他人のために尽くすというロータリーの心を身につける訓練をうけることとなります。

しかし、なんと言っても、ロータリーに入ったからには実益がなければなりません。 そのためには、このようにして得られたロータリーの心を自分の職業に生かすことです。

“Nothing but the Best”という言葉がありますが、製造業の場合には「これ以上良いものはつぐれない」という気持ちで、サービス業の場合は「これ以上のサービスは出来ない」という気持ちで努力すること、医師の場合は「患者さんのために常に最善の医療を施す」よう努力することであり、こうすることがその人の信用につながるようになります。

つまり、真のロータリアンとしての日頃の言動や実績によって信望、即ち信用が得られ、仕事もうまく行くものと思います。

即ち、ロータリーの奉仕は『思いやりの心をもって他人のためにつくすことである』とか、『最もよく奉仕する者、最も多く報いられる』というロータリー哲学の実践にあるわけです。

Rotary is “Thoughtfulness of and helpfulness to others”

“He Profits Most Who Serves Best”